第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の実施に伴う周辺地域への環境影響について、調査、予測及び評価を実施した結果の概要は、次頁以降に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。

11.1 大気質

(1) 調査結果の概要

調査結果 (環境大気)

く環境大気>

○二酸化窒素

環境基準値(日平均値0.04~0.06ppm)を下回っていた。

(ppm)

			(PPm)
調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
対象事業実施区域	0.014	0.063	0.038
周辺地域	0.013	0.061	0.035
4 地点	\sim 0.015	\sim 0.064	\sim 0.038

○二酸化硫黄

環境基準値(日平均値0.04ppm、1時間値0.1ppm)を下回っていた。

(ppm)

			(hhiii)
調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
対象事業実施区域	0.001	0.007	0.003
周辺地域	0.001	0.008	0.003
4 地点		\sim 0.011	\sim 0.004

○浮遊粒子状物質

環境基準値(日平均値0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³)を下回っていた。

 (mg/m^3)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
対象事業実施区域	0.017	0.121	0.035
周辺地域	0.016	0.053	0.033
4 地点	\sim 0.018	\sim 0.063	\sim 0.037

○塩化水素

目標環境濃度(期間最高値0.02ppm)を下回っていた。

(mqq)

				(PPIII)
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季
対象事業実施区域	0.004	0.002	0.002	<0.002
周辺地域	0.004	<0.002	<0.002	<0.002
4 地点				

○ダイオキシン類

環境基準値 (年平均値0.6pg-TEQ/m³) を下回っていた。

 $(pg-TEQ/m^3)$

		(bg_ird\m)
調査地点	平均值	最高値
対象事業実施区域	0.041	0.086
周辺地域	0.029	0.047
4 地点	~ 0.040	\sim 0.087

○ガス状水銀

指針値 (年平均値40ng/m³) を下回っていた。 (ng/m³)

調査地点	期間平均値	期間最高値
対象事業実施区域	<4	<4
周辺地域	<4	<4
4 地点		

○微小粒子状物質

環境基準値 (年平均値 $15 \mu g/m^3$ 、日平均値 $35 \mu g/m^3$) を下回っていた。

 $(u g/m^3)$

		(\(\alpha \) \(\beta \) \(\beta \)
調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
対象事業実施区域	11	25
周辺地域 4 地点	10~13	24~26

○浮遊粉じん

 $0.02 \sim 0.08 \,\mathrm{mg/m^3}$ であった。

 (mg/m^3)

調査地点	夏季	秋季	冬季	春季
対象事業実施区域	0.02	0.03	0.03	0.03
周辺地域	0.02	0.03	0.03	0.02
4 地点	~0.03		~0.08	~0.03

<沿道大気>

○二酸化窒素

環境基準値(日平均値0.04~0.06ppm)を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
道路沿道	0.015	0.059	0.036
3 地点	\sim 0.016	~ 0.062	~ 0.038

○浮遊粒子状物質

環境基準値 (日平均値0.10mg/m³、1時間値 0.20mg/m³) を下回っていた。

 (mg/m^3)

調査地点	期 間	1時間値	日平均値
	平均値	の最高値	の最高値
道路沿道 3 地点	0.022 ~ 0.023	0.080 ~ 0.083	0.045 ~ 0.046

- 注 1) 「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点(対象事業実施区域北側住宅地、 西側住宅地、南側住宅地及び東側住宅地)をまとめたものである。
 - 2)「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点(市道幹線第50号線東側区間、同西側区間、 市道幹線第59号線南側区間)をまとめたものである。

調査結果(沿道大気、地上気象、上層気象、交通量)

<沿道大気>

○炭化水素

指針値(午前6時から午前9時までの3時間 平均値0.20ppmC~0.31ppmC) を上回ってい た。

 (mg/m^3)

調査地点	期 間平均値	1時間値 の最高値	3 時間 平均値の 最大値
沿道3地点	0.09 ~ 0.14	0.86 ~ 2.15	0.33 ~ 0.51

○微小粒子状物質

環境基準値(年平均値15μg/m³、日平均値 $35 \mu \text{ g/m}^3$) 以下であった。

 $(\mu g/m^3)$

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
沿道3地点	14~15	29~30

○浮遊粉じん

 $0.03 \sim 0.04 \,\mathrm{mg/m^3}$ であった。

 (mg/m^3)

			,	0, ,
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季
沿道3地点	0.03	0.03	0.04	0.03 ~0.04

く地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は北 東で、月平均風速は2.3~3.5m/sであった。

また、月平均気温は 4.3~28.6℃、月平均 湿度は 46~73%、月平均日射量は 0.08~ 0.23kW/m²、月平均放射収支量は 0.02~ 0.15kW/m^2 であった。

(対象事業実施区域)

			(),1	1. VIC > C VIE	- N
項目	年間	冬季	春季	夏季	秋季
平均風速 (m/s)	2. 9	2.8	3.0	3. 2	2.6
最多風向	NE	NE,	E, NE	SSW	NNE,
		NW	, SSW		NE



注) Calm は静穏 (0.4m/s 以下) を示す。 年間風配図 (対象事業実施区域)

<上層気象>

対象事業実施区域上空において、計224回の 調査のうち156回(約70%)で逆転層が確認さ れた。

全期間

高度(m)	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	2.6	3. 9	4. 9	5. 5
最多風向	NW	NW	NW	NW
平均気温	16. 1	15.6	15. 3	15.0

高度(m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	6. 1	6.8	7. 5	7.4
最多風向	NW	NW	NW	SW
平均気温	14. 4	13.2	10.0	7. 0

く交通量>

交通量調査結果は、以下に示すとおりであっ た。

交通量調査結果(24時間)

調査地点	交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
市道幹線第50号東側区間	5, 842	53
市道幹線第 50 号西側区間	24, 420	46
市道幹線第 59 号南側区間	13, 696	46

(2) 予測結果の概要

予測結果 (大気質(1))

<工事中>

○建設機械の稼働 (二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.01338	0.027
周辺地域 4 地点	0.00007 ~ 0.00043	0.013 ∼0.015

○建設機械の稼働(粉じん)

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、また、粉じ んの発生する可能性がある気象条件の出現割 合(0.8%)は小さい状況であり、さらには粉 じん対策(後掲「環境の保全に関する配慮方 針」参照)を実施することから、粉じんの飛散 による周辺地域への影響は小さいものと予測 される。

○資材運搬等の車両の走行(二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

I	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
	道路沿道3地点	0.000014 ~ 0.000050	0.015~0.016

○資材運搬等の車両の走行(粉じん)

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、また、粉じ んの発生する可能性がある気象条件の出現 割合(1.0%)は小さい状況であり、さらには 粉じん対策(後掲「環境の保全に関する配慮 方針」参照)を実施することから、粉じんの 飛散による周辺地域への影響は小さいもの と予測される。

く存在・供用時>

予測結果は、2種類の予測時期のうち、寄 与濃度が高い方の値を示す。

○施設の稼働(二酸化窒素)

(年平均値:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014
周辺地域4地点	0.000028	0.013~0.015
	\sim 0.000054	= L HH L-L

(1時間値:ppm)

最大着地濃度	寄与濃度	将来予測濃度
出現地点		
風下 240m	0.0090	0.018

○施設の稼働(二酸化硫黄)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.001
周辺地域4地点	0.000006	0, 001
	\sim 0.000011	0.001
	((1時間値:ppm)
最大着地濃度	寄与濃度	将来予測濃度
出現地点	113 3 134 34	13717 7 03120

0.0022

○施設の稼働 (浮遊粒子状物質)

風下 240m

(年平均值: mg/m³)

0.064

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.017	
周辺地域4地点	0.000006	0.016~0.018	
	\sim 0.000011	0.010,010	

(1時間値:mg/m³)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 240m	0.0022	0.072

○施設の稼働(塩化水素)

(年平均值:ppm)

	(-	
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.000267
周辺地域4地点	0.000006	0.000256
	\sim 0.000011	\sim 0.000261
	((1時間値:ppm)
最大着地濃度	寄与濃度	将来予測濃度

最大着地濃度
出現地点寄与濃度将来予測濃度風下 240m0.00220.006

○施設の稼働(ダイオキシン類)

(年平均值:pg-TEQ/m³)

	(平平均	順・bg IEd/III/
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.036
周辺地域4地点	0.000028	0.029~0.040
	\sim 0.000054	0.029 0.040
	(1時間	値:pg-TEQ/m³)
最大着地濃度	字上 浀 庄	松井 李

	(- 41.4	i
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 240m	0.0111	0.083

予測結果 (大気質(2))

○施設の稼働(水銀)

(年平均值: μg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000050	<0.004
周辺地域 4 地点	0.000017 ~ 0.000033	<0.004

(1時間値:μg/m³)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 240m	0.0067	0.007

○新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、粉じん対策 (後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による影響は小さく抑えられるものと予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行(二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

	<u> </u>	1 4 III - I - I - I - I - I
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000015 ~ 0.000051	0.015~0.016

○廃棄物運搬車両等の走行 (浮遊粒子状物質)

(年平均值:mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~ 0.000002	0.022~0.023

○廃棄物運搬車両等の走行(炭化水素)

(6時~9時の年平均値:ppmC)

	(1 4 1 - 1 - 1 - 1 - 1
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~ 0.000004	2.020~2.080

評価結果 (大気質(1))

<工事中>

○建設機械の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策 型の機種を使用する。
- 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持 する。 等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果(日平均値の年間 98%値)は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又 はそれ以下

(2) 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、また、粉じん の発生する可能性がある気象条件の出現割合 (0.8%) は小さい状況であり、さらには粉じ ん対策(「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による周 辺地域への影響は小さく抑えられると予測さ れる。

以上により、周辺地域の住民の日常生活に 支障を及ぼさないと考えられることから、環 境保全目標との整合が図られていると評価し た。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標	
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障 を及ぼさないこと	

○資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の 排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒 子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を 使用する。
- ・ 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。
- ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中 しないよう計画的な運行管理に努める。 等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸 化窒素

資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測結果(日平均値の年間 98%値)は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標	
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	

(2) 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、また、粉じん の発生する可能性がある気象条件の出現割合 (1.0%) は小さい状況であり、さらには粉じ ん対策(「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による周 辺地域への影響は小さく抑えられると予測さ れる。

以上により、周辺地域の住民の日常生活に 支障を及ぼさないと考えられることから、環 境保全目標との整合が図られていると評価し た。

項目	環境保全目標
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障 を及ぼさないこと

評価結果 (大気質(2))

く存在・供用時>

○施設の稼働(ばい煙の排出)

環境の保全に関する配慮方針

- ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全 条例」に規定する規制基準を遵守するととも に、自主規制値を設定し、モニタリングを実施 し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により 構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な 運転・管理を行う。
- ・粉じんの発生する場所には、集じん機を設置 し、除じんした後、屋外に排気する。 等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価(1)年平均値(年間98%値、2%除外値)

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標 (年平均値)

項目	環境保全目標
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm~0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m³以下
塩化水素	0.02ppm以下
水銀	0.04μg/m³以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下

(2)1時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標(1時間値)

<u> </u>	(
項目	環境保全目標
二酸化硫黄	0.1ppm以下
二酸化窒素	0.1∼0.2ppm以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04μg/m³以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(3) 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの 飛散による問題が生じておらず、新粗大ごみ 処理施設においても粉じん対策(「環境の保全 に関する配慮方針」参照)を実施することで、 粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さ く抑えられ、周辺地域の住民の日常生活に支 障を及ぼさないと考えられることから、環境 保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標		
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障 を及ぼさないこと		

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を推進するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しな いよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

同時稼働時及び単独稼働時ともに、廃棄物 運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果 は、環境保全目標との整合が図られていると 評価した。

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又 はそれ以下
浮遊粒子状 物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下
炭化水素	午前6時~9時の3時間平均値が 0.20ppmC~0.31ppmC以下

11.2 騒音 低周波音

(1) 調査結果の概要

調査結果(工場騒音・環境騒音・道路交通騒音・低周波音)

<工場騒音>

既存施設の稼働時における工場騒音は、昼間の平日、夜間の平日・休日で、自主規制値を上回っていた。その要因としては、場内の作業音・機械音、周辺地域からの環境音、周辺の排水路の水音が影響したと考えられる。

 $(L_{A5}: dB)$

				(-No	
調査地点	区分	朝	昼間	夕	夜間
M 五次0 ///	四刀	6~8 時	8~19 時	19~22 時	22~6 時
	平日	50	59	47	48
敷地境界	斗口	以下	以下	以下	以下
4 地点	<i>1</i> + □	48	48	46	46
	1/5 [以下	以下	以下	以下
自主規制値	_	50	55	50	45
	休日	以下	以下	以下	以

<環境騒音>

既存施設の稼働時における周辺地域の環境 騒音は、環境基準を下回っていた。

 $(L_{Aeq}: dB)$

調査地点	曜日	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
周辺地域	平日	47~50	40~43
4 地点	休日	44~47	38~40
環境基準	_	55	45

<道路交通騒音>

既存施設の稼働時における道路交通騒音は、 環境基準を下回っていた。

 $(L_{Aeg}: dB)$

調査地点	曜日	昼間 6時~22時	環境 基準
市道幹線第 50 号東側区間		63	7.0
市道幹線第 50 号西側区間	平日	67	70
市道幹線第 59 号南側区間		64	65

<低周波音>

既存施設の稼働時における低周波音は、G 特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回って いた。

◇G特性等価音圧レベル

(dB)

調査地点	曜日	全日 0~24 時
**	平日	71~74
敷地境界 4 地点	休日	69~73
閾値	_	100

- 注 1) G 特性…1~80Hz の低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性 (ISO 7196)
 - 2) 閾値とは、ISO 7196 において平均的な被験者が 知覚できるとされる音圧レベル。

く交通量>

道路交通騒音調査時間帯の16時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。

(16時間)

調査地点	交通量 (台/16 時間)	平均走行速度 (km/h)
市道幹線 第 50 号東側	F 400	56 (小型車)
男 50 万果側 区間	5, 482	49 (大型車)
市道幹線 第 50 号西側	00 004	48 (小型車)
第 50 万四侧 区間	22, 834	43 (大型車)
市道幹線 第 59 号南側	10 522	46 (小型車)
第 59 万用侧 区間	12, 533	43 (大型車)

注) 16 時間…6 時~22 時

(2) 予測結果の概要

予測結果(騒音·低周波音(1))

<工事中>

○建設機械の稼働(建設作業騒音)

 $(L_{A5}: dB)$

騒音レベル 予測地点 予測結果 (L _{A5})		規制基準
最大值出現地点	77	0.5
敷地境界 4 地点	47~71	85

○資材運搬等の車両の走行(道路交通騒音)

 $(L_{Aeq}: dB)$

予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準
市道幹線第 50 号東側区間	0.6	64	70
市道幹線第 50 号西側区間	0.1	67	70
市道幹線第 59 号南側区間	0. 2	64	65

注) 昼間:6時~22時

予測結果(騒音・低周波音(2))

<存在・供用時>

予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い方の値を示す。

○施設の稼働(工場騒音)

 $(L_{A5}: dB)$

			(1)	A5 . UD/
予測地点	朝 6~8 時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時
最大值出現地点	46	43	43	43
敷地境界 4 地点	44~ 48	42~ 48	43~ 46	39~ <u>46</u>
自主規制値	50	55	50	45

注 1) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。 2) 周辺地域 4 地点における工場騒音レベルは、50dB 以下と予測される。

○施設の稼働(低周波音)

新施設の稼働時における低周波音 (G 特性音圧レベル) は、人が感じ始める閾値 (100dB)を下回り、1/3 オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行(道路交通騒音)

 $(L_{Aag}: dB)$

			req · o.b)
予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準
市道幹線第50号東側区間	0.6	64	70
市道幹線第50号西側区間	0.1	67	70
市道幹線第 59 号南側区間	0.2	64	65

注) 昼間:6時~22時

(3) 評価結果の概要

評価結果(騒音·低周波音(1))

<工事中>

○建設機械の稼働(建設作業騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機 種を使用する。
- 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の 影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減 されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設作業騒音レベルの 予測結果は、環境保全目標との整合が図られ ていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	特定建設作業騒音の規制基準(LA5) : 敷地境界で 85dB 以下

○資材運搬等の車両の走行(道路交通騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。
- ・ 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中し ないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標		
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (L _{Aeq}) : (昼間) 70dB 以下 or65dB 以下(夜間) 65dB 以下 or60dB 以下		

評価結果(騒音・低周波音(2))

<存在・供用時>

○施設の稼働(工場騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種 を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内 に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努 める。
- ・・建築物等による音の反射や敷地境界までの 距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備 機器の配置を検討する。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界について、同時稼働時の予測結果は、No.1 地点(敷地境界(北側))の夜間のみ自主規制値を超過するものの、新施設の稼働に伴い発生する騒音レベルは 23dB であり、既存施設の騒音レベルと比較し無視できるほど小さな値である。また、単独稼働時の予測結果は、全ての地点、全ての時間帯で自主規制値を下回っている。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

周辺地域について、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目 環境保全目標
・特定工場等に係る規制基準を基本にして設定された自主規制値(L _{A5})敷地境界: (朝・夕) 50dB 以下(昼間) 55dB 以下(夜間) 45dB 以下・一般地域の環境基準(L _{Aeq}): (昼間) 55dB 以下(夜間) 45dB 以下

○施設の稼働(低周波音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種 を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内 に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に 努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

A ->/ >0	- 12X
項目	環境保全目標
低周波音音圧レベル	・ (感覚閾値) G 特性音圧レベル: 100dB ・ (建物がガタツキ始める閾値) 1/3 オクターブバンド音圧レベル: 5Hz:70dB、10Hz:73dB、20Hz:80dB、 40Hz:93dB、50Hz:99dB

○廃棄物運搬車両等の走行(道路交通騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜 日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時 から午後4時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しな いよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標		
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (L _{Aeq}) : (昼間) 70dB 以下 or65dB 以下 (夜間) 65dB 以下 or60dB 以下		

11.3 振動

(1) 調査結果の概要

調査結果(工場振動・環境振動・道路交通振動)

<工場振動>

既存施設の稼働時における工場振動は、特定 工場等の規制基準を下回っていた。

 $(L_{10} : dB)$

調査地点	曜日	朝 6~8 時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時
敷地境界	平日	36 以下	40 以下	35 以下	34 以下
4 地点	休日	33 以下	33 以下	34 以下	33 以下
規制基準		55	60	55	55

く環境振動>

既存施設の稼働時における周辺地域の環境 振動は、朝36dB以下、昼間37dB以下、夕28dB 以下、夜間25dB以下であった。

 $(L_{10}: dB)$

調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時
周辺地域	平日	36 以下	37 以下	28 以下	25 以下
4 地点	休日	27 以下	29 以下	25 以下	25 未満

く道路交通振動>

既存施設の稼働時における道路交通振動 は、要請限度を下回っていた。

 $(L_{10} : dB)$

		(B ₁₀ : αB)
調査地点	昼間 8 時~19 時	夜間 7 時~8 時
道路沿道3地点	42~50	39~52
要請限度	65	60

<交通量>

道路交通振動調査時間帯の12時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。

(7時~19時)

調査地点	交通量 (台/12 時間)	走行速度 (km/h)
市道幹線第50号東側区間	4, 763	53
市道幹線第50号西側区間	18, 611	46
市道幹線第59号南側区間	10, 135	44

(2) 予測結果の概要

予測結果 (振動)

<工事中>

○建設機械の稼働(建設作業振動)

 $(L_{10}: dB)$

予測地点	振動レベル (L ₅)	規制基準
最大值出現地点	65	7.5
敷地境界 4 地点	49~59	75

○資材運搬等の車両の走行(道路交通振動)

 $(L_{10}: dB)$

予測地	点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度
道路沿道	昼間	0.1~0.9	43~50	65
3 地点	夜間	0.1~0.9	40~52	60

<存在・供用時>

予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い 方の値を示す。

○施設の稼働(工場振動)

 $(L_{10}: dB)$

			(12	10 · GD/
予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22 時	夜間 22~6時
最大值出現地点	53	53	53	53
敷地境界 4 地点	40~ 53	40~ 53	40~ 53	40~ 53
規制基準	55	60	55	55

注) 周辺地域 4 地点における工場振動レベルは、41dB 以下と予測される。

廃棄物運搬車両等の走行(道路交通振動)

 $(L_{10}: dB)$

予測地点		増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度
道路沿道	昼間	0.1~0.9	43~50	65
3 地点	夜間	0.0~0.1	39~52	60

評価結果 (振動)

<工事中>

○建設機械の稼働 (建設作業振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種 を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよ うな工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設作業振動レベルの 予測結果は 65dB 以下であり、環境保全目標と の整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目		環境保全目標	
振動レベ	ル	特定建設作業振動の規制基準 : 敷地境界で 75dB 以下 (L ₁₀)	

○資材運搬等の車両の走行(道路交通振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通振動レベルの予測結果は、昼間50dB以下、夜間52dB以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標	
振動レベル	道路交通振動の要請限度 : (昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下	

く存在・供用時>

○施設の稼働(工場振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。
- ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。
- ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における工場振動の予測結果は 53dB以下であり、環境保全目標との整合が図 られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
振動レベル	特定工場等に係る規制基準を基本 にして設定した自主規制値 : (朝・夕・夜間) 55dB 以下 (昼間) 60dB 以下

廃棄物運搬車両等の走行(道路交通振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜 日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時 から午後4時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しな いよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、 急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努 める。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通振動レベルの予測結果は、昼間50dB以下、夜間52dB以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
振動レベル	道路交通振動の要請限度 : (昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下

11.4 悪臭

(1) 調査結果の概要

調査結果 (悪臭)

<悪臭(敷地境界)>

既存施設の稼働時における悪臭の状況は、自 主規制値を下回っていた。

調査地点	臭気指数	特定悪臭物質
風上敷地境界	10 未満	自主規制値未満
風下敷地境界	10 未満	自主規制値未満

- 注1)夏季及び冬季の調査結果
 - 2) 臭気指数の自主規制値は"10未満"。特定悪 臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づく A 区域の規制基準値に同じ。

<悪臭(周辺地域)>

既存施設の稼働時における周辺地域における悪臭の状況は、自主規制値を下回っていた。 (参考)

調査地点	臭気指数	特定悪臭物質
周辺地域4地点	10 未満	自主規制値未満

- 注1)夏季及び冬季の調査結果
 - 2) 臭気指数の自主規制値は"10 未満"。特定悪 臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づく A 区域の規制基準値に同じ。

(2) 予測結果の概要

予測結果 (悪臭)

<存在・供用時>

○施設の稼働 (悪臭の漏洩)

類似事例調査より、既存施設(西棟)の稼働時における敷地境界での悪臭は、全ての調査地点で臭気指数が10未満であり、戸塚環境センターの自主規制値(臭気指数10以下)を下回っていた。また、特定悪臭物質は、ほとんどの項目が定量下限値未満であり、一部の定量された項目を含めて、自主規制値(「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ)を下回っていた。

新焼却処理施設の稼働時においては、既存施設(西棟)と同等またはそれ以上の悪臭対策を講じるため、新施設単独稼働時における周辺環境への影響は、既存施設(西棟)稼働時における悪臭の調査結果と同程度以下(臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下)になるものと予測される。

また、新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時においても、既存施設(西棟)稼働時における悪臭の調査結果を考慮すると、新施設単独稼働時と同程度(臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下)になるものと予測される。

○煙突から排出される排ガス

気象条件を変えて拡散計算した結果より、 最も寄与濃度が高かった予測結果を以下に示す。

新施設の煙突から排出される排ガスの悪臭の影響は、新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時及び新施設の単独稼働時ともに"臭気指数10未満"と予測される。

(3) 評価結果の概要

評価結果 (悪臭)

く存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・ごみピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。
- ・プラットホームの出入口にエアーカーテン及 び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努め る。
- ・ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩 防止に努める。 等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施する ことにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、 小さいものに抑えられると考えられることか ら、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う悪臭の影響は、新施設の単独稼働時及び新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時ともに、自主規制値を下回ると予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

- 「自主規制値を下回ること」
- · 臭気指数…10 以下
- ・特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ

11.5 水質

(1) 調査結果の概要

調査結果(水質・底質)

<綾瀬川の水質・底質>

工事中に、一部の雨水排水が排水される予定である綾瀬川の水質及び底質の状況は、以下に示すとおりである。

綾瀬川の上流側(No.3)では、春季にBODが、 夏季にダイオキシン類が、それぞれ「環境基準」 を上回っていた。

夏季のダイオキシン類は、下流側(No.4)においても同時期に「環境基準」を上回っていた。

綾瀬川の上流側(№3)の底質は、環境基準の設定されているダイオキシン類は、「環境 基準」を下回っていた。

<降雨時調査>

2回の降雨時調査の結果、綾瀬川の SS は最大で $84\sim160 \,\mathrm{mg/L}$ であった。

(2) 予測結果の概要

予測結果 (水質)

<工事中>

○造成等の工事 (SS)

埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、濁りを除去した後、対象事業実施区域の西側の排水路に排水し、綾瀬川に流入する。

仮設沈砂槽等で処理した排水の水質(SS)は、 綾瀬川における現地調査結果の水質と同程度 以下にすることから、「埼玉県条例施行規則の 排水基準」を遵守でき、綾瀬川の水質(SS)を 悪化させないものと予測される。

○造成等の工事 (pH)

工事中において、アルカリ排水の発生のおそれがあると考えられるコンクリート工事の施工範囲等は、埋設廃棄物層の範囲と重なることから、この範囲の排水は公共用水域に排水せず、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流するため、綾瀬川の水質(pH)への影響はないものと予測される。

○造成等の工事(有害物質)

工事中において、有害物質の汚染のおそれがあると考えられる地下水は、適切に処理し、水質を確認した後、公共下水道に放流することから、綾瀬川への影響はないものと予測される。

(3) 評価結果の概要

評価結果 (水質)

<エ事中>

○造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。
- ・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を 行い、土砂流出を防止する。

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施す

ることにより、公共用水域の綾瀬川の水質は悪化しないものと予測されることから、水質への 影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・ 低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、公共用水域の綾瀬川の水質は悪化しないものと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」

11.6 地下水

(1) 調査結果の概要

調査結果(地下水の水質、地下水の水位)

<地下水の水質>

○埋設廃棄物層内の宙水の水質 (既存資料調 査)

川口市が実施した、埋設廃棄物層内の宙水を対象とした水質調査の結果、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回っていた。

○地下水の水質 (現地調査)

対象事業実施区域の敷地境界の2か所で、 地下水の水質調査を実施した結果、環境基準 が設定されている項目は、すべて「地下水の 水質汚濁に係る環境基準」を下回っていた。

<地下水の水位>

○綾瀬川の水位変動 (既存資料調査)

対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川は、観潮区間に該当し、降雨の影響による変動とは別に、東京湾の潮位変動によるものと考えられる短周期の水位変動がみられる。

○地下水の水位 (現地調査)

対象事業実施区域の敷地境界 2 か所の地下水位調査の結果、北西側の地点で T.P-2.29m $\sim -3.25m$ 、南東側の地点で T.P-4.02m $\sim -4.42m$ であり、地下水は西側から綾瀬川が流れている東側に向かって流れているものと推察された。

(2) 予測結果の概要

予測結果 (地下水)

<工事中>

○造成等の工事

現地調査では、土壌の汚染や地下水の水質 汚濁は確認されなかったものの、既存資料調 査では、対象事業実施区域内で埋設廃棄物層 が広く分布し、「地下水の水質汚濁に係る環 境基準」を上回る濃度で、鉛、ふっ素及びダ イオキシン類が、廃棄物層内の含有量試験で は「土壌汚染対策法」に基づく含有量基準を 上回る鉛がそれぞれ確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域において 地下水の汚染の発生の可能性が考えられる。

造成等の工事を実施する際には、「環境の 保全に関する配慮方針」を実施することか ら、造成等の工事の実施に伴い周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。

評価結果 (地下水)

<工事中>

○造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・造成等の工事の作業着手前に土壌 (廃棄物混在) の調査を実施し、掘削土壌 (廃棄物混在) は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。
- ・掘削土壌(廃棄物混在)の再利用は実施せず、 埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌 の購入により場外から搬入することを基本と する。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査に より汚染が無いことが確認された土壌は、可能 な範囲で埋め戻し等に使用する。
- ・掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H 鋼横矢板等の遮水工法を採用する。

1 影響の回避・低減の観点

造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、造成等の工事に伴う地下水の水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を 上回らないようにすること」

11.7 土壌

(1) 調査結果の概要

調査結果 (土壌)

<土壌の状況>

対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表 に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準 を下回っていた。

◇土壌調査結果

(mg/L)

◇土壌調査結果		(mg/L)
項目	分析結果	環境基準
カドミウム	0.001 未満	0.01以下
全シアン	不検出	検出されないこと
有機燐	不検出	検出されないこと
鉛	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	0.02 未満	0.05以下
砒素	0.002 未満	0.01以下
総水銀	0.0005 未満	0.0005以下
アルキル水銀	不検出	検出されないこと
РСВ	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	0.0002 未満	0.002以下
クロロエチレン	0.0002 未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.006以下
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	0.0003 未満	0.003以下
チオベンカルブ	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	0.001 未満	0.01以下
セレン	0.002 未満	0.01以下
ふっ素	0.1 未満	0.8以下
ほう素	0.1 未満	1以下
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.05以下

◇土壌調査結果

(mg/kg(drv))

		110 (41)//
項目	分析結果	環境基準
砒素	<0.5	15 以下
銅	3. 3	125 以下

◇土壌調査結果 (ダイオキシン類)

(pg-TEQ/g)

調査地点	分析結果	環境基準
事業実施区域	500	1 000 N.T
周辺地域4地点	0.043~5.8	1,000以下

<地下水の水位・流向・水質の状況>

- ・対象事業実施区域の敷地境界での通年観測 結果では、綾瀬川の潮位変動及び降雨による 影響により、地下水位が変動していた。
- ・地下水の流向は、綾瀬川のある東方向に流れているものと推察された。

(2) 予測結果の概要

予測結果(土壌(1))

<工事中>

○造成等の工事

対象事業実施区域の地下には、埋設廃棄物層が存在するものの、土壌の汚染や地下水の水質 汚濁は確認されなかった。

掘削工事等を実施する際には、埋設廃棄物層 及び地下水を攪乱して掘削することとなる。埋 設廃棄物層の宙水の水質、廃棄物層中の土砂が 混在する廃棄物からは、一部の有害 物質が基準値を上回る濃度が確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられる。

造成等の工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、掘削土 壌等が周辺に影響を及ぼさないよう十分配 慮することにより、周辺地域に影響を及ぼす 可能性は小さいと予測される。

予測結果(土壌(2))

く存在・供用時>

○施設の稼働

対象事業実施区域内には、既存施設(西棟)が約30年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。

また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は 0.1%~

0.2%である。

以上により、施設から排出されるばい煙の 拡散によるダイオキシン類の影響について は、既存施設(西棟)及び新焼却処理施設と もに、稼働に伴う影響はほとんどなく、周辺 地域における土壌中の濃度を著しく悪化さ せることはないと予測される。

(3) 評価結果の概要

評価結果 (土壌)

<工事中>

○造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・造成等の工事の作業着手前に土壌の調査を実施し、掘削土壌 (廃棄物混在) は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。
- ・掘削土壌 (廃棄物混在)の再利用は実施せず、 埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌 を場外から購入することを基本とする。
- ・掘削工事の際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために SMW、シートパイル等の遮水工法を採用する。 等

1 影響の回避・低減の観点

掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が 生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」 を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼ す可能性は小さいと予測されることから、土壌 への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低 減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することで、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されるとともに、現況において対象事業実施区域内の土壌は汚染が確認されなかったことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「環境基準を満足すること」

「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」

く存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の 排出基準と同等又はより厳しい自主規制値 を設けて、モニタリングを実施しながら、適 正な運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス 中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。
- ・施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制 のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用 する。

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

対象事業実施区域内には、既存施設(西棟)が約30年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は0.1~0.2%と小さいことから、周辺地域の土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「ダイオキシン類の環境基準を満足するこ と」

「対象事業実施区域及びその周辺地域の土 壌を著しく悪化させないこと」

11.8 動物

(1) 調査結果の概要

調査結果 (動物)

<動物相>

調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。

動物相の確認状況

項目	確認種数
哺乳類	3目 5科 5種
鳥類	12 目 27 科 51 種
猛禽類	1目 2科 5種
両生類・爬虫類	3目 7科 11種
魚類	5 目 12 科 24 種
底生動物	18目 29科 71種
昆虫類	12 目 160 科 550 種

く保全すべき種>

現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。

保全すべき種の確認状況

項目	確認種数(種名)	
哺乳類	0種	(該当無し)
鳥類	17 種	(チュウサギ、 オオタカ等)
猛禽類	5 種	(ツミ、 ハイタカ等)
両生類・爬虫類	5 種	(カナヘビ、 シマヘビ等)
魚類	3 種	(ウナギ、ドジョ ウ、メダカ)
底生動物	4種	(モノアラガイ、 ヌマガイ等)
昆虫類	6種	(クマコオロギ、 ヒナバッタ等)

(2) 予測結果の概要

予測結果 (動物)

<工事中、存在・供用時>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ 造成等の工事、施設の存在

保全すべき種のうち、トビ、オオタカ等鳥類10種、カナヘビ、アズマヒキガエル等両生・爬虫類3種、モンスズメバチ、ヒナバッタ等昆虫類3種について、生息環境の一部が改変されると予測される。

工事中の光環境の変化、建設機械等の影響、濁水による影響などの間接的影響は、保全すべき種によって、小さい、極めて小さい、もしくは、ないと予測される。

供用時の照明による間接的影響は、保全すべき種によって、極めて小さい、もしくは小さいと予測される。

評価結果 (動物)

- <工事中・存在・供用時>
- ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ 造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を 徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じ ないような工事計画を検討する。
- ・ 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率 的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中し ないように配慮する。
- ・工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、 仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排 水し、濁りの影響を低減する。 等

1 影響の回避・低減の観点

保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償されるものと評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地(植栽)は在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせて多層構造となるように植樹する計画であり、動物の生息環境が創出されると考えられる。

保全すべき動物種の生息環境の質的変化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減(代償)が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」

11.9 植物

(1) 調査結果の概要

調査結果(植物)

<植物相>

調査地域内において、116科538種の植物が 確認された。

<植生>

調査地域の植生図は、下図に示すとおりで

<緑の量>

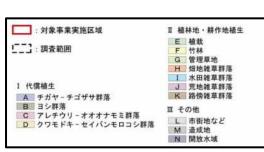
対象事業実施区域周辺からの緑視率の調 査は、下図に示すとおりであった。

く保全すべき種>

現地調査で確認された種の中から、保全すべ き種を抽出した結果、下記の16種が該当した。

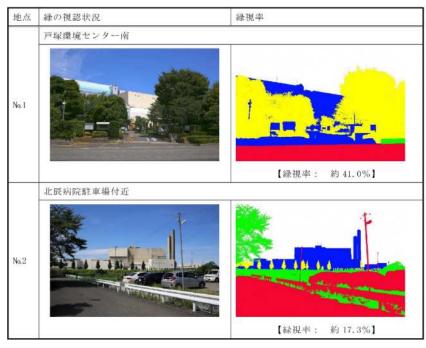
コハナヤスリ、ミズワラビ、シロバナサクラタデ、 コギシギシ、マツモ、コイヌガラシ、タコノアシ、 ナガボノシロワレモコウ、ウスゲチョウジタデ、 ナガボノアカワレモコウ、ゴキヅル、イトモ、 ホザキノフサモ、カワヂシャ、ヌマトラノオ、 ウマスゲ

◇調査地域の植生図





◇緑視率



注)緑視率の色分けの凡例

黄色:対象事業実施区域内の緑 緑色:対象事業実施区域外の緑 青色:対象事業実施区域内の構造物 赤色:対象事業実施区域外の構造物 白色:その他

(2) 予測結果の概要

予測結果 (植物)

<工事中、存在・供用時>

○生育環境の変化

造成等の工事により、対象事業実施区域内 の生育環境が減少することが想定される。

その後、在来種を中心に、高木、中・低木 を組み合わせ多層構造となるように植樹し、 緑地を整備することから、存在・供用時には、 現況と同様の緑地が維持されることから、影 響は小さいと予測される。

○保全すべき種

保全すべき種 16 種については、対象事業 実施区域内において確認されなかったこと から、生育地及び生育環境の面積は減少せ ず、事業の実施による影響は極めて小さいと 予測される。

○緑の量

(1) 緑被率

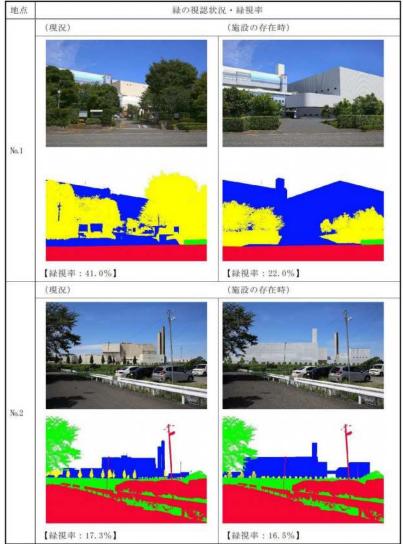
事業の実施により、対象事業実施区域内の植 栽 0.9ha、竹林 0.1ha が改変されるものの、緑 地等の整備により緑被率は現況の 31.1%に対 して、施設の存在時には31.3%となる。

したがって、施設の存在時における緑被率 は、現況から大きな変化はなく、現況と同様の 状況が維持されると予測される。

(2) 緑視率

眺望景観の緑視率の予測結果は、下図に示す とおりであり、№1 地点では、現況の 41.0%が 施設の存在時には 22.0%になり、No.2 地点で は、現況の 17.3%が施設の存在時には 16.5% になると予測される。

◇緑視率の予測結果



注) 緑視率の色分けの凡例

黄色:対象事業実施区域内の緑 緑色:対象事業実施区域外の緑 青色:対象事業実施区域内の構造物 赤色:対象事業実施区域外の構造物 白色:その他

評価結果 (植物)

<工事中、存在・供用時>

○造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒 子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減す る。
- ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設 け、影響を低減する。
- ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的 雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調 和を考慮する。 等

1 影響の回避・低減の観点

保全すべき植物種の生育地及び生育環境の 面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方 針」を実施することにより、影響の低減及び新 たな生育環境の創出が期待できる。

緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気が緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「保全すべき植物種の生育環境を保全する こと」

11.10 生態系

(1) 調査結果の概要

調査結果 (生態系)

<着目種の抽出状況>

上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を 以下に示すとおり抽出した。

着目種の抽出結果

<u> </u>	- E - E 1 II III W - > 1		
区分	着目種		
上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、 カワセミ		
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ		
特殊性	(※該当無し)		

<着目種の確認状況>

・ホンドタヌキ

樹林やその林縁部・川や沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。

現地調査では、通年を通して確認されていることから、乾性草地及び湿性草地環境の上位性を示す種として選定する。

・チョウゲンボウ

河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でみられる猛禽類である。

現地調査では、飛翔行動、探餌行動、繁殖に係る行動が確認されたことから、上位性を示す種として選定する。

・カワセミ

河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる鳥類である。

現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター 北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側 水路の水抜き穴で営巣が確認されていること から、開放水域環境の上位性を示す種として選 定する。

・カナヘビ

低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。

現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く 確認されていることから、樹林地及び乾性草 地の典型性を示す種として選定する。

・アマガエル

ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園などを生息場所とする。

現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。

・ヌマチチブ

川の中流域から汽水域等に生息し、流れの 緩やかなところに多く生息する。

現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域(綾瀬川)の典型性を示す種として選定する。

(2) 予測結果の概要

予測結果(生態系(1))

<工事中、存在・供用時>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在

対象事業実施区域内の約79%が改変され、樹林地の改変率は、予測地域全体の約24%を占める。樹林地は、対象事業実施区域周辺にも広く存在するとともに、緑地整備により、現況と同様の樹林地等を整備することから、供用後においても、着目種が生息・生育する生態系は、維持されると予測される。

選定した着目種毎の予測結果は、以下に示すとおりである。

・ホンドタヌキ

工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

・チョウゲンボウ

工事の実施により営巣環境の一部が一時消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、採餌環境である草地等の改変はない。

工事中の間接的な影響は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられる。また、本種は移動能力が大きいため、一時的に対象事業実施区域周辺へ逃避するとも考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、現在と同様の生息環境が確保されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。

・カワセミ

対象事業実施区域内には、本種の営巣環境 を含む生息環境はないことから、生息環境の 改変等の影響はないと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮 及び資材運搬等の車両の運行管理により、低 減されると考えられることから、影響は小さ いと考えられる。なお、濁水による生息環境 の質的変化は生じないと考えられる。

存在・供用時の間接的影響は、緑地整備の 実施により、照明による植物の生育環境への 影響を低減でき、極めて小さいと考えられ る。

・カナヘビ

工事の実施により生息環境である樹林地(植栽)の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮 及び資材運搬等の車両の運行管理により低 減され、影響は小さいと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

・アマガエル

工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在することから、影響は小さいと考えられる。なお、産卵場所である水田は改変区域に含まれていないことから、産卵場所への改変はない。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮 及び資材運搬等の車両の運行管理により低 減され、影響は小さいと考えられる。なお、 濁水による生息環境の質的変化は生じない と考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できるとともに、現在と同様の状況が維持されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。

予測結果(生態系(2))

・ヌマチチブ

対象事業実施区域内に本種の生息環境はない ことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等 の影響はない。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、極めて小さいと考えられる。また、濁水によ

る生息環境の質的変化はないことから、影響 はないと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

(3) 評価結果の概要

評価結果 (生態系)

<工事中、存在・供用時>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ 造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。
- ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的 な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しな いように配慮する。
- ・工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。 等

1 影響の回避・低減の観点

着目種及び着目種が生息・生育する生態系への影響については、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな植物の生育基盤が整備され、動物の生息環境が創出されることにより代償されるものと評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

樹林地の環境が消失するため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせて多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。

着目種の生息・生育環境の質的変化に対しては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、着目種への影響の低減(代償)が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「着目種の生息・生育環境を保全すること」

11.11 景観

(1) 調査結果の概要

調査結果 (景観)

<眺望景観>

調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。

・戸塚環境センター南



対象事業実施区域からの距離:約0.05km。 近景は、対象事業実施区域入口、植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域内が確認される。

• 北辰病院駐車場



対象事業実施区域からの距離:約0.25km。 近景は、北辰病院駐車場で構成されており、 中景には綾瀬川の堤防を挟んで対象事業実施 区域が確認される。

• 出羽公園



対象事業実施区域からの距離:約0.7km。 近景は、公園の広場となっており、遠景に 対象事業実施区域が確認される。

· 戸塚南公園



対象事業実施区域からの距離:約0.7km。 近景は、戸塚南公園の運動場が広がり、遠 景に対象事業実施区域が確認される。

• 長蔵新田第3公園



対象事業実施区域からの距離:約0.9km。 近景は、長蔵新田第3公園の運動場となって おり、遠景に対象事業実施区域が確認される。

(2) 予測結果の概要

予測結果 (景観)

- く存在・供用時>
- ○施設の存在(眺望景観)
- ・戸塚環境センター南



既存施設(東棟)と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。既存の植栽木が消失するが、対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

• 北辰病院駐車場



既存施設と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により新施設の下層部の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

• 出羽公園



施設の存在時において、既存施設(東棟)と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域から約0.7km離れていることから、眺望の変化は小さい。

• 戸塚南公園



既存施設の煙突の右側に新施設の煙突が 視認できるようになるが、手前の住宅等に 遮られ、眺望の変化は小さい。

•長蔵新田第3公園



既存施設の煙突よりも右側に新施設の煙 突が視認できるようになるが、手前の樹木 や住宅等に遮られることから、眺望の変化 は小さい。

評価結果 (景観)

く存在・供用時>

○施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・圧迫感を与えないように、できる限り敷地境 界から離すなどの施設形状及び配置計画に努 める。
- ・建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。
- ・建物の色彩については、川口市景観計画の景 観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と 調和するよう工夫する。 等

1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「周辺の景観との調和が図られること。」

11.12 自然とのふれあいの場

(1) 調査結果の概要

調査結果(自然とのふれあいの場)

<自然とのふれあいの場の概況>

①綾瀬の森(通称)

綾瀬川右岸に整備された河畔林。

ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。

②桜並木 (綾瀬川右岸新栄町団地沿い)

綾瀬川右岸の堤防上の桜並木。ソメイヨシノが300m以上に渡り続く。遊歩道やベンチがあり、花見で賑わう。

③戸塚南公園

住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、 東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。

④ 戸塚下台公園

住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、 東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。

(2) 予測結果の概要

予測結果(自然とのふれあいの場)

<工事中>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行

①自然とのふれあいの場の利用環境の状況

大気質、騒音等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

②自然とのふれあいの場への交通手段の阻害 の状況

資材運搬等の車両の走行ルートは、自然との ふれあいの場の利用者のアクセスルートと交 差又は重なることから、自然とのふれあいの場 への交通手段の阻害による影響のおそれが考 えられる。しかし、資材運搬等の車両の走行に 関して以下に示す状況が考えられることから、 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害に よる影響は小さいと予測される。

- ・交通量の増加割合は1.3~10.1%である。
- ・大気質、騒音等の関連要素の予測結果では、 環境保全目標との整合が図られている。
- ・工事の実施にあたり、道路の通行規制、新規 道路の整備、既存道路の付け替え(廃止)の 計画はない。
- ・自然とのふれあいの場は、約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はない。

く存在・供用時>

- ○施設の存在
- ①自然とのふれあいの場の利用環境の状況

大気質、動物等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

評価結果(自然とのふれあいの場)

<工事中>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・関連要素における「環境の保全に関する配慮 方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用 を妨げないようにするとともに、周辺環境と の調和に十分配慮した工事計画の策定、実施 に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然 とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運 行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走 行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用 を妨げないよう教育する。

1 影響の回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の 利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」

く存在・供用時>

○施設の存在・施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・関連要素における「環境の保全に関する配慮 方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利 用を妨げないようにするとともに、周辺環境 との調和に十分配慮した施設運営に努める。
- ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然 とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収 集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走 行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用 を妨げないよう指導する。

1 影響の回避・低減の観点

施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼ さないこと」

11.13 日照阻害

(1) 調査結果の概要

調査結果 (日照阻害)

<日影の状況>

対象事業実施区域内の既存施設による日影は、7時~16時にわたって周辺地域に生じていた。 西側では住宅地に、北側では川口市立戸塚綾瀬小学校に、東側では河川敷及び水田等に日影が かかっていた。

西側の住宅地では、7時頃に西北西側に長く延びた煙突の日影(長さ約750m)がかかっていたが、8時以降日影は外れていた。

川口市立戸塚綾瀬小学校では、7時~10時にわたって既存施設の日影がかかっていたが、11時以降日影は外れていた。

東側では、15 時に、綾瀬川を越えて既存施設から約 200m 離れた場所に位置する工場の建物に 既存施設の日影がかかっていた。

[8時]



[12時]



[15時]





(東側の状況:綾瀬川の対岸の工場建屋と日影)

(2) 予測結果の概要

予測結果 (日照阻害)

く存在・供用時>

○施設の存在

施設の存在による日影の状況について、時刻別 日影図を下図に示す。

将来の日影の範囲は、現況から大きく変わることはなく、将来の新施設建設後は、対象事業実施区域北側と東側の市有地空き地や綾瀬川堤防で敷地境界から約 20m~30m までの範囲で 2.5 時間以上、敷地境界から約 5m~10m までの範囲で 4時間以上の日影が生じるものと予測される。

等時間日影図【現況】



等時間日影図【将来】



(3) 評価結果の概要

評価結果 (日照阻害)

<存在・供用時>

○施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・日影による影響が、可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び煙突の配置等に配慮した施設計画とする。
- ・敷地境界近辺の植栽については、日影による 周辺住宅等への影響が生じないよう配慮し て、緑化計画(施設計画)を検討する。

1 影響の回避・低減の観点

施設の存在にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、日影の状況は現況から大きく変わることはないと予測され、周辺地域への日影の影響は小さく抑えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在に伴う日照阻害については、将来の主な日影の範囲は、対象事業実施区域の北側及び東側の一部で、市有地のテニスコート等の空き地や綾瀬川堤防等の範囲内に限定され、通常、人の生活するような場所ではないことから、「建築基準法」等に基づく日影規制を満足すると考えられ、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」

具体的には、以下に示す「建築基準法」等の 日影規制を満足すること。

- ・敷地境界から 10m 以内の範囲:4 時間以内
- ・敷地境界から 10m 以上の範囲: 2.5 時間以内

11.14 電波障害

(1) 調査結果の概要

調査結果 (電波障害)

<電波の発信状況>

◇地上デジタル

送信局	チャンネル	放送局名
東京スカイツ	16ch	TOKYO MX、テレビ東京、
リー	21ch∼27ch	テレビ朝日等計8局
浦和局	32ch	テレビ埼玉

◇衛星放送区分 衛星放送の名称BS放送 BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、BSAT-4a、JCSAT-110RCS放送 N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B

調査地点	東京スカイツリー	浦和局
1~21	8局全て正常に受 信可能	(電波障害想 定範囲外)
22~43	(電波障害想定 範囲外)	1地点のみブロッ クノイズ等あり 他は正常に受

信可能

<電波の受信状況>

(2) 予測結果の概要

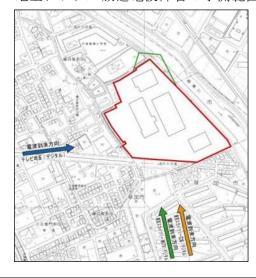
予測結果 (電波障害)

<存在・供用時>

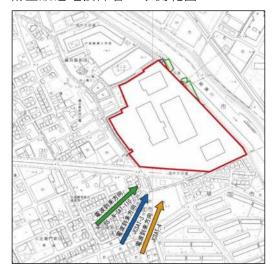
○施設の存在

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下 図に示す。

地上デジタル放送電波障害の予測範囲



衛星放送電波障害の予測範囲



評価結果 (電波障害)

<存在・供用時>

○施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。
- ・受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。

1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、綾瀬川の堤防等に限定され、通常、人が生活することのないような場所であり、周辺地域の住宅等が分布する地域では"正常に受信"できると予測されたことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」

11.15 廃棄物等

(1) 予測結果の概要

予測結果 (廃棄物等)

<工事中>

○造成等の工事 (廃棄物)

工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、 下表に示すとおりである。

廃棄物の排出量

(t)

光光的 學所由重	()
廃棄物の種類	排出量
アスファルト・コンクリート塊	2,610
コンクリート塊	15, 835
ガラスくず・陶器くず	200
廃プラスチック	200
金属くず	4, 468
繊維くず	10
木くず (建設発生木材)	667
紙くず	11
建設混合廃棄物	543
廃油	15
石膏ボード	6
建設汚泥	4,000

○造成等の工事 (残土)

掘削発生土は、場内利用を基本とするが、対象事業実施区域の地下に埋設廃棄物があるため、埋設廃棄物を含む掘削発生土は、関係法令に基づき管理型最終処分場に搬出、処分し、それ以外の掘削発生土を場内利用とする。

残土量

 (m^3)

掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量
40, 531	8, 244	32, 287

く存在・供用時>

○施設の稼働

施設の稼働に伴う廃棄物等のうち、生活排水 及び処理後のプラント排水については、公共下 水道に放流することから、予測結果に含めてい ない。

廃棄物等の年間排出量

(t/年)

->> · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
廃棄物 の種類	新施設と既存 施設(西棟) の同時稼働時	新施設の 単独稼働時
焼却灰	11, 920	5,600
飛灰	4, 470	1,970
合計	16, 390	7, 570

評価結果 (廃棄物等)

<工事中>

○造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源 化の向上に努める。
- ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令 等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。

1 影響の回避・低減の観点

廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及 び再資源化により、実行可能な範囲内でできる 限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足する と予測されており、環境保全目標との整合が図 られているものと評価した。

なお、残土については、既存施設建設以前の 埋設廃棄物が含まれる発生土以外は、場内利用 とする計画である。

◇環境保全目標

「建設リサイクル推進計画 2015 (関東地域版)」に示されている再資源率等の目標を満足すること。

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境保全措置

- ・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・ 処分を実施するとともに、分別回収の上、減量 化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ・施設では処理できない処理不適物(資源化不適物)は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。
- ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系(再資源化を実施したのち、最終処分場で処分)を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。

1 影響の回避・低減の観点

新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時の廃棄物は、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの溶融スラグ化ができないが、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。

新施設の単独稼働時の廃棄物については、本 市が最終処分場を有しておらず、また、新たに 最終処分場を確保することが困難な状況であ ることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮し ながら、焼却残さの処分方法を検討していく計 画である。

以上により、廃棄物の排出量は、実行可能な 範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「廃棄物等の排出量をできる限り抑制す ること」

11.16 温室効果ガス等

(1) 予測結果の概要

予測結果 (温室効果ガス等)

<工事中>

○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行

工事期間中に想定される建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、8,547t-CO₂と予測される。

工事期間中に想定される資材運搬当の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量は、1,732t-CO₂と予測される。

<存在・供用時>

○施設の稼働

施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時で39,967t- CO_2 /年(削減量26,148t- CO_2 /年)、新施設の単独稼働時で21,237t- CO_2 /年(削減量18,301t- CO_2 /年)と予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量は、3,246t-CO₂/年と予測される。

(2) 評価結果の概要

評価結果(温室効果ガス等(1))

<工事中>

○建設機械の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・ 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種 を使用する。
- ・建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械に使用する燃料は、適正な品質のも のを使用する。 等

○資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・ 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低 公害機種を使用する。
- ・ 資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、 空ぶかしを避けるとともにアイドリングスト ップ等のエコドライブを実施するよう車両運 転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維 持に努める。
- ・ 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な 品質のものを使用する。 等

1 影響の回避・低減の観点

○建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○資材運搬等の車両の走行

資材運搬等の車両の走行に伴い排出される 温室効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の 走行に関する「環境の保全に関する配慮方針」 を実施し、排出量の削減に努めることにより、 温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でで きる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○建設機械の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務
- ・「建設業の環境自主行動計画第 6 版(改訂版)」の CO2 排出量の削減目標

○資材運搬等の車両の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 の事業者の責務
- ・「建設業の環境自主行動計画第6版(改 訂版)」のCO₂排出量の削減目標

評価結果(温室効果ガス等(2))

く存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、 蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の 導入を図る。詳細は今後の検討により決定す る。また、省エネルギー設備の導入についても 合わせて検討する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 等

廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。

1 影響の回避・低減の観点

○施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電及び環境啓発棟への熱供給を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される 温室効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の 運転時の配慮等により、排出量の削減に努める ことから、実行可能な範囲内でできる限り低減 されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行う等により、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を達成する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 の事業者の責務
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法 律」の事業者の目標及び指針
- ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)」の温室効果ガス削減目標、 事業者活動における省エネルギーの主な 取組み、廃棄物部門の主な削減対策

○廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等を行うなど、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 等の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 の事業者の責務
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法 律」の事業者の目標及び指針
- ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)」の温室効果ガス削減目標、 事業者活動における省エネルギーの主な 取組み、廃棄物部門の主な削減対策